

帰国生徒の受け入れについて

1 本校の特色

- ・本校は、帰国生徒受入校であった経験を生かし、現在も帰国生徒を受け入れております。平成28年2月現在で帰国生徒は、全校生徒の約20%程度在籍しています。
- ・本校では、日本の学校生活に早く親しめるように一般生徒との混入方式で受け入れを行っています。そのため、各学年に帰国生徒コーディネータの教員を配置し、適応の促進を図るための教育相談を随時実施しています。
- ・教科への学習への適応の基礎となる日本語の習熟度を高めるため、生徒の状況と保護者の希望を基に、平常授業中の個別指導と放課後の個別指導も行っています。また、必要に応じて中野区国際交流協会の講師による日本語指導（年間60時間）も平常授業中に行います。
- ・帰国生徒の英語力保持を目的に、外国人講師を招いた国際交流教室を月に数回、放課後約1時間程度実施しています。
- ・定期考査に、学習補充教室を実施しています。基本的には各教科の補充授業等ですが、必要に応じて日本語指導も行います。
- ・年間3回（4月、9月、3月）帰国生徒保護者会を開催し、保護者同士の情報交換等、懇談の場を設けています。
- ・ここでいう帰国生徒とは、海外から直接本校へ編入する生徒を指します。帰国後、本校以外の中学校へ一度籍を置いている場合は、帰国生徒としての扱いはできません。

2 受け入れまでの手続き

- ・本校では、転入・編入希望の保護者・生徒に対して、学校見学を随時受け付けております。ご希望の方は、ご連絡ください。（電話03-3362-5236）
- ・本校に転入・編入希望の場合、帰国後の住所により下記のとおり受入手続きが異なります。原則は本校の学区域に住所があることが条件ですが、学区域外に住所がある場合でも、本校まで60分程度以内で通学することができ、かつ本校校長・中野区教育委員会・居住地の市区町の教育委員会の許可があれば可能となる場合があります。詳しい内容等をお知りになりたい方は、本校までご相談ください。
- ・本校に4月当初中学1年生として入学を希望する場合、本校の学区域に住所があることが条件となりますので、住民登録の際の指示に従ってお手続きください。また、学区域外に住所がある場合は、中野区教育委員会学事担当（電話03-3228-5459）にご相談ください。

【学区域内に住所がある場合（予定を含む）】

- 住民登録の際、本校を指定した「転入学通知書」が交付されます。保護者用以外の2枚を学校に提出してください。
- 『教科書給与証明書』等を学校に提出してください。
※海外より転入される場合で『教科書給与証明書』をお持ちでない場合は、その旨をお申し出ください。また、外務省等から給付された教科書をお持ちの場合は、教科書会社名をお知らせ下さい。
- 学校長の許可は必要ありませんが、転入・編入後の生活についてご相談いたしますので、上記手続き前に学校長との面接を行います。

【中野区内の学区域外に住所がある場合（予定を含む）】

○学校長との面接を行います。その後中野区の教育委員会と相談し、本校入学の可否を決定します。

○中野区の住民登録及び教育委員会への手続き

※中野区役所 1 階 住民登録の窓口にて住民登録を行ってください。

※中野区役所 5 階 学校教育分野学事担当にて、区域外就学願の作成及び住民票の提出を行ってください。

※ 理由の欄の記入例 （ 帰国生徒の場合 ）

・ 本人が帰国生徒であること。

・ 適応上の必要で、帰国子女受け入れ態勢のある第三中学校に通学させたい。

○以上の手続きが終了すると、「転入学通知書」が交付されますので、保護者用以外の 2 枚を学校に提出してください。

○『教科書給与証明書』等を学校に提出してください。

※海外より転入される場合で『教科書給与証明書』をお持ちでない場合は、その旨をお申し出ください。また、外務省等から給付された教科書をお持ちの場合は、教科書会社名をお知らせ下さい。

【中野区外に住所がある場合（予定を含む）】

○学校長との面接を行います。その後中野区の教育委員会と相談し、本校入学の可否を決定します。

○居住地の市区町の住民登録及び教育委員会の手続き。

※住民登録を行い、住民票を取得してください。

※教育委員会に、中野区の学校に転入する旨を伝えてください。

○中野区教育委員会への手続き

※中野区役所 5 階 学校教育分野学事担当にて、区域外就学願の作成及び住民票の提出を行ってください。

※ 理由の欄の記入例 （ 帰国生徒の場合 ）

・ 本人が帰国生徒であること。

・ 適応上の必要で、帰国子女受け入れ態勢のある第三中学校に通学させたい。

○以上の手続きが終了すると、「転入学通知書」が交付されますので、保護者用以外の 2 枚を学校に提出してください。

○『教科書給与証明書』等を学校に提出してください。

※海外より転入される場合で『教科書給与証明書』をお持ちでない場合は、その旨をお申し出ください。また、外務省等から給付された教科書をお持ちの場合は、教科書会社名をお知らせ下さい。

以上